

## 下関短期大学共同研究規程

第1条 本学における共同学術研究を推進するため、下関短期大学共同研究規程を設ける。

第2条 共同研究は、共同研究委員会(以下「委員会」という。)が統制する。

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 各学科及び一般教育から選出された専任の教授各1名(計3名)
- 三 図書館長及び調査研究委員長

2 委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条第1項第一号及び第三号の任期は、在任期間中とする。

3 委員に欠員が生じた場合は、直ちに補充しなければならない。補充者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 共同研究の主題に関する事項
- 二 共同研究員に関する事項
- 三 共同研究費に関する事項
- 四 その他委員会が必要と認めた事項

第6条 委員会は、学長が招集し、議長となる。

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。

第8条 共同研究員は、本学の専任教員及び非常勤講師を原則とする。

第9条 共同研修を申請する者は、予め共同研究員を組織し、研究代表者を定め、共同研究を開始しようとする日の属する月の前月の末日までに所定の研究計画書をそえて、学長に申し出るものとする。

第10条 共同研究の期間は、原則として1年とする。ただし、継続して研究することを委員会が認めた場合は、3か年を限度として延長することができる。

第11条 研究代表者は、次年度の5月末日までに研究成果報告書を学長に提出し、かつ、本gかう紀要委員会の議を経て研究成果を本学紀要に掲載しなければならない。

第12条 共同研究に関する事務は、事務部総務課において行う。

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。